

平成30年5月30日

株式会社TSUTAYAに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社TSUTAYAに対し、同社が供給する動画配信サービスに係る表示及び光回線インターネット接続サービスに係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）及び同条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、それぞれ、措置命令（別添1及び別添2参照）を行いました。

第1 違反行為者の概要

名 称 株式会社TSUTAYA（法人番号 5011001103059）  
所 在 地 東京都渋谷区南平台町16番17号  
代 表 者 代表取締役 中西 一雄  
設立年月 平成26年12月  
資 本 金 1000万円（平成30年5月現在）

第2 措置命令の概要

1 動画配信サービス

(1) 対象役務

- ア 「TSUTAYA TV」と称するインターネットを介して動画を配信するサービスのうち「動画見放題」と称するプラン（以下「動画見放題プラン」という。）
- イ 「動画見放題&定額レンタル8」と称する動画見放題プランとDVD及びブルーレイディスク（以下「DVD等」という。）並びにCDをインターネットで予約し宅配によりレンタルできるサービスを一体的に供給するサービス（以下「動画見放題&定額レンタル8」という。）
- ウ 「TSUTAYA 光」と称する動画見放題プランと光回線インターネット接続サービスを一体的に供給するサービス（以下「TSUTAYA 光」という。）
- エ 「TSUTAYA プレミアム」と称する動画見放題プランのうち「動画ポイント」と称するポイント（以下「動画ポイント」という。）の提供を除いたサービスと店舗においてDVD等をレンタルできるサービスを一体的に供給するサービス（以下「TSUTAYA プレミアム」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

a 動画見放題プラン

- 自社ウェブサイト
- b 動画見放題&定額レンタル8  
自社ウェブサイト
- c TSUTAYA 光  
自社ウェブサイト
- d TSUTAYA プレミアム  
(a) 自社ウェブサイト  
(b) YouTubeの自社公式チャンネル  
(c) テレビコマーシャル
- (イ) 表示期間
- a 動画見放題プラン  
遅くとも平成28年4月1日から平成30年1月10日までの間
- b 動画見放題&定額レンタル8  
遅くとも平成28年4月1日から平成30年1月14日までの間
- c TSUTAYA 光  
遅くとも平成28年4月1日から平成30年5月15日までの間
- d TSUTAYA プレミアム  
(a) 自社ウェブサイト  
平成29年10月2日から平成30年1月11日までの間  
(b) YouTubeの自社公式チャンネル  
i 平成29年10月2日から平成30年4月15日までの間  
ii 平成30年4月16日から同年5月14日までの間  
(c) テレビコマーシャル  
i 平成29年10月4日から平成30年3月28日までの間  
ii 平成29年12月8日から同月24日までの間
- (ウ) 表示内容 (表示例：別紙)
- a 動画見放題プラン  
「動画見放題 月額933円(税抜) 30日間無料お試し」と記載し、その背景に30本の動画の画像を掲載し、「人気ランキング」及び「近日リリース」として、それぞれ10本の動画の画像を掲載することにより、あたかも、動画見放題プランを契約すれば、「動画見放題」との記載の背景に掲載された動画や、「人気ランキング」及び「近日リリース」として掲載される人気の動画や「新作」と称するリリースカテゴリの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるかのように示す表示をしていた。
- b 動画見放題&定額レンタル8  
「人気の動画が見放題! CDやDVDが借り放題!」と記載し、「サブスクリプションについて TSUTAYAの全作品をご自宅で自由に楽しめる、3つのプランをご用意しました。」、「動画見放題 見放題! オンライン

動画配信 月額933円(税抜)」、「定額レンタル8 借り放題! CD/DVDの宅配レンタル 月額1,865円(税抜) ※9枚目以降は旧作のみ対象となります。」及び「動画見放題&定額レンタル8 見放題&借り放題! 2つでお得! 月額2,417円(税抜)」と記載するとともに、「オンライン動画配信サービス 月額933円。TSUTAYAのほぼ全ての動画をオンラインで見ることができるサービスです。」「取扱いタイトル数業界最大級85,000本以上」、「TSUTAYAのほぼ全作品を自宅で楽しめる!」、「洋画 4,000本以上」、「アジア 12,000本以上」、「国内TV 8,000本以上」、「海外TV 12,000本以上」、「邦画 3,500本以上」、「アニメ 40,000本以上」及び「その他 22,000本以上」と記載することにより、あたかも、動画見放題&定額レンタル8を契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する全て又はほぼ全ての動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

c TSUTAYA 光

「毎月タダで映画が観られる光。TSUTAYA 光」と記載し、「毎月無料で映画やドラマが見放題!」、「特長1 映画が毎月無料!」、「動画配信プランが毎月見放題」及び「海外TVドラマ 国内TVドラマ 邦画 洋画 など、毎月無料で楽しめる!」と記載することにより、あたかも、TSUTAYA 光を契約すれば、映画やドラマの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるかのように示す表示をしていた。

d TSUTAYA プレミアム

(a) 自社ウェブサイト

「お店で旧作DVD借り放題! +ネットで動画配信見放題! 月額1,000円(税抜)~」と記載することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

(b) 動画広告

i 「TSUTAYA プレミアム」、「旧作DVD借りたい放題」、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を配信又は放送することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

ii 「TSUTAYA プレミアム」との文字及び「新しい映画生活 TSUTAYA プレミアムだぞう」との音声、「お店で旧作DVD借り放題」との文字及び「なんと旧作が借り放題」との音声並びに「TSUTAYAの動画配信見放題」との文字及び「TSUTAYAの動画配信が見放題」との音声を放送することにより、あたかも、TSUTAYA

プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

- iii 「TSUTAYA プレミアム」との文字及び音声、「旧作DVD 借り放題」との文字及び「旧作借り放題」との音声並びに「動画配信 見放題」との文字及び音声を配信することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

## イ 実際

### (7) 動画見放題プラン

動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が1パーセントないし9パーセント程度であった。また、「動画見放題」との記載の背景に掲載した動画の過半は動画見放題プランの対象動画ではなく、「人気ランキング」として掲載した全ての動画も動画見放題プランの対象動画ではなく、「近日リリース」として掲載した動画を配信する際も大部分が動画見放題プランの対象動画ではなかった。さらに、提供される動画ポイントによって追加で視聴できるのは例えば「新作」と称するリリースカテゴリの動画であれば2本程度であり、動画見放題プランを契約すれば、「動画見放題」との記載の背景に掲載された動画や、「人気ランキング」及び「近日リリース」として掲載される人気の動画や「新作」と称するリリースカテゴリの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるものではなかった。

### (イ) 動画見放題&定額レンタル8

動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が1パーセントないし9パーセント程度であった。また、提供される動画ポイントによって追加で視聴できるのは例えば「新作」と称するリリースカテゴリの動画であれば2本程度であり、動画見放題&定額レンタル8を契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する全て又はほぼ全ての動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

### (ウ) TSUTAYA 光

動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA T

Vにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が1パーセントないし9パーセント程度であった。また、「洋画」及び「邦画」と称するジャンル（以下これらを併せて「映画」という。）の動画並びに「海外TVドラマ」及び「アジアTVドラマ」と称するジャンル（以下これらを併せて「ドラマ」という。）の動画についても、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合は12パーセントないし25パーセント程度であった。さらに、提供される動画ポイントによって追加で視聴できるのは例えば「新作」と称するリリースカテゴリの動画であれば2本程度であり、TSUTAYA 光を契約すれば、映画やドラマの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるものではなかった。

(I) TSUTAYA プレミアム

a 自社ウェブサイト

動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の23パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が3パーセントないし9パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

b 動画広告

(a) 動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の23パーセントないし27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が3パーセントないし9パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

(b) 動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の25パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が5パーセントないし9パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

(c) 動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が8パーセン

ト程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

## ウ 打消し表示

### (ア) 動画見放題プラン

前記ア(ウ) a の表示を記載したウェブページと同一のウェブページの下部に記載した「よくある質問」に、「▼動画見放題は新作も観られますか？」と記載し、当該記載をクリックすると、「実質0円で話題の最新作を観れるのはTSUTAYA TVだけです。 ※実質0円とは月額933円に毎月1080円分のポイントがついて540円の『新作』でも2本ご覧いただけます。」との記載が表示され、「▼TSUTAYA TVの動画配信とは？」と記載し、当該記載をクリックすると、「TSUTAYA TVの動画配信は、インターネットに接続したテレビ、パソコン、タブレット、スマートフォンから、好きな映画やアニメなど広いジャンルの映像をどこでもお楽しみいただける動画配信サービスです。 オススメの『動画見放題』プランなら、月額わずか933円（税抜）で、動画見放題（\*） さらに、毎月1080円分の動画ポイントつき！ まずは、いますぐ30日間の無料お試しをお楽しみください。（\*） 動画見放題プランは『動画見放題』対象の作品から、どれだけ観ても毎月定額でお楽しみいただけます。 毎月、動画見放題プランの更新日に1080円分のポイントがつき、『新作』も含めお好きな作品をご覧いただけます。」との記載が表示されるようにしていたが、これらの記載は「見放題」との記載とは離れた箇所に小さな文字で記載されているものであり、回答に係る記載は質問に係る記載をそれぞれクリックしなければ表示されないものであることから、一般消費者が前記ア(ウ) a の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

### (イ) 動画見放題&定額レンタル8

前記ア(ウ) b の表示を記載したウェブページと同一のウェブページに、「※新作なども毎月付与される配信ポイント（1080pt）を利用して見る事が可能です。」と記載していたが、当該記載内容から動画見放題プランの対象動画に「新作」と称するリリースカテゴリの動画などが含まれないと認識するのは困難であることから、一般消費者が前記ア(ウ) b の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

### (ウ) TSUTAYA 光

前記ア(ウ) c の表示を記載したウェブページと同一のウェブページに

- a 遅くとも平成28年4月1日から平成30年1月25日までの間、「特長1 動画の見放題が毎月無料でついてくる!」、「海ドラや過去の名作など、毎月見放題で観られる月額動画プラン」、「海外TVドラマ 国内TVドラマ」

[アジアTVドラマ](#) [洋画](#) [邦画](#)」及び「対象作品を見る」と記載し「対象作品を見る」との記載にハイパーリンクを設定し、「期間限定キャンペーン ハリウッド最新作などが観られる 毎月1,080円相当の配信ポイントプレゼント」及び「話題の作品を見る」と記載し「話題の作品を見る」との記載にハイパーリンクを設定していたが、これらの記載は「毎月無料で映画やドラマが見放題！」との記載とは離れた箇所に記載されているものであること、また、「対象作品を見る」及び「話題の作品を見る」とのハイパーリンクをクリックして表示されるのは多数の動画の画像等が掲載されたウェブページであることから

b 平成30年1月26日から同年5月15日までの間、「特長1 動画の見放題が毎月無料でついてくる!」、「新作・準新作などを除く動画見放題対象作品約8,000タイトルの中から海ドラや過去の名作など、毎月見放題で観られる月額動画プラン」、「[海外TVドラマ](#) [国内TVドラマ](#) [アジアTVドラマ](#) [洋画](#) [邦画](#)」及び「対象作品を見る」と記載し「対象作品を見る」との記載にハイパーリンクを設定し、「ハリウッド最新作などが観られる 毎月1,080円相当の配信ポイントついてくる」及び「話題の作品を見る」と記載し「話題の作品を見る」との記載にハイパーリンクを設定しているが、これらの記載は「毎月無料で映画やドラマが見放題！」との記載とは離れた箇所に記載されているものであること、また、「対象作品を見る」及び「話題の作品を見る」とのハイパーリンクをクリックして表示されるのは多数の動画の画像等が掲載されたウェブページであることから

一般消費者が前記ア(ウ) c の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(I) TSUTAYA プレミアム

a 自社ウェブサイト

前記ア(ウ) d (a) の表示を記載したウェブページと同一のウェブページに、「『貸出中』がない」及び「ネット配信だから『貸出中だった・・・』がありません。[対象作品一覧はこちら](#)」と記載し、「[対象作品一覧はこちら](#)」との記載に「動画見放題」との文字で絞り込み検索が行われた多数の動画の画像等が掲載されたウェブページへのハイパーリンクを設定していたが、当該記載は「見放題」との記載とは離れた箇所に「見放題」との文字と比較して小さな文字で記載されているものであること、また、「[対象作品一覧はこちら](#)」とのハイパーリンクをクリックして表示されるのは多数の動画の画像等が掲載されたウェブページであることから、一般消費者が前記ア(ウ) d (a) の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

b 動画広告

(a) 前記ア(ウ) d (b) i の表示のうち、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を配信又は放送した画面と同一の画面の下部において、「※

TSUTAYA TVの『動画見放題』作品が対象となります。」との文字を配信又は放送していたが、当該表示は小さな文字でのみ配信又は放送しているものであり、表示時間も短いものであることから、一般消費者が前記ア(ウ) d (b) i の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(b) 前記ア(ウ) d (b) ii の表示のうち、「TSUTAYAの動画配信見放題」との文字及び「TSUTAYAの動画配信が見放題」との音声を放送した画面と同一の画面の下部において、「※TSUTAYA動画配信サービスの『動画見放題』作品が対象です。」との文字を放送していたが、当該表示は小さな文字でのみ放送しているものであり、表示時間も短いものであることから、一般消費者が前記ア(ウ) d (b) ii の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(c) 前記ア(ウ) d (b) iii の表示のうち、「動画配信 見放題」との文字及び音声を配信した画面と同一の画面において、「新作・準新作などを除く 動画見放題対象作品 約8000タイトルの中から」との文字を配信しているが、当該表示は小さな文字でのみ配信しているものであり、表示時間も短いものであることから、一般消費者が前記ア(ウ) d (b) iii の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

### (3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、それぞれ、前記(2)イのとおりであって、対象役務の内容について、それぞれ、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

## 2 光回線インターネット接続サービス

### (1) 対象役務

「TSUTAYA 光」と称する光回線インターネット接続サービスのうち「さんねん割」と称する3年間を契約期間とすることにより3年間にわたり毎月月額料金を割引するプラン

### (2) 対象表示

#### ア 表示の概要

##### (ア) 表示媒体

自社ウェブサイト

##### (イ) 表示期間

平成27年2月12日頃から平成29年11月11日頃までの間

##### (ウ) 表示内容

例えば、「今なら『さんねん割』でずーっとお得！」と記載し、「価格」とし



て、「■戸建て」、「プラン ギガ」、「定価 5,200円」、「さんねん割 - 700円」、「販売価格 4,500円」等と記載するとともに、「『さんねん割』キャンペーン」として、「3年契約で料金がずーっとお得!」、「割引価格 戸建てタイプ:700円/月マンションタイプ:300円/月」、「キャンペーン受付期間 2015年2月12日~2017年3月31日」と記載するなど、**別表**「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、それぞれ、同欄記載のキャンペーン受付期限までに対象役務の提供を申し込んだ場合に限り、3年間にわたり、毎月、「戸建て」と称するタイプ（以下「戸建てタイプ」という。）にあっては月額700円、「マンション」と称するタイプ（以下「マンションタイプ」という。）にあっては月額300円の割引が適用されるかのように表示していた。

#### イ 実際

それぞれ、**別表**「表示内容」欄記載のキャンペーン受付期限後に対象役務の提供を申し込んだ場合にも、3年間にわたり、毎月、戸建てタイプにあっては月額700円、マンションタイプにあっては月額300円の割引が適用されるものであった。

#### (3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、対象役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

#### 【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話：03(3507)9233

ホームページ：http://www.caa.go.jp/

## 表示内容

<p>・「今なら『さんねん割』でずーっとお得！」</p> <p>・「価格」</p> <p>・「■戸建て」、「プラン ギガ」、「定価 ¥5,200」、「さんねん割 ¥-700」、「販売価格 ¥4,500」、「プラン ハイスピード」、「定価 ¥5,200」、「さんねん割 ¥-700」、「販売価格 ¥4,500」、「プラン ノーマル」、「定価 ¥5,200」、「さんねん割 ¥-700」、「販売価格 ¥4,500」</p> <p>・「■マンション」、「プラン ギガ ミニ」、「定価 ¥4,050」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,750」、「プラン ギガ プラン1」、「定価 ¥3,450」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,150」、「プラン ギガ プラン2」、「定価 ¥3,300」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,000」、「プラン ハイスピード ミニ」、「定価 ¥4,050」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,750」、「プラン ハイスピード プラン1」、「定価 ¥3,450」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,150」、「プラン ハイスピード プラン2」、「定価 ¥3,300」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,000」、「プラン ノーマル ミニ」、「定価 ¥4,050」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,750」、「プラン ノーマル プラン1」、「定価 ¥3,450」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,150」、「プラン ノーマル プラン2」、「定価 ¥3,300」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 3,000円」</p> <p>・「『さんねん割』キャンペーン」</p> <p>・「3年契約で料金がずーっとお得！」</p> <p>・「割引価格 戸建てタイプ：700円/月マンションタイプ：300円/月」</p> <p>・「キャンペーン受付期間 2015年2月12日～2015年4月30日」</p>
<p>・「今なら『さんねん割』でずーっとお得！」</p> <p>・「価格」</p> <p>・「■戸建て」、「プラン ギガ」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」、「プラン ハイスピード」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」、「プラン ノーマル」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」</p> <p>・「■マンション」、「プラン ギガ ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ギガ プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ギガ プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」、「プラン ハイスピード ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ハイスピード プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ハイスピード プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」、「プラン ノーマル ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ノーマル プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ノーマル プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」</p> <p>・「『さんねん割』キャンペーン」</p> <p>・「3年契約で料金がずーっとお得！」</p> <p>・「割引価格 戸建てタイプ：700円/月マンションタイプ：300円/月」</p> <p>・「キャンペーン受付期間 2015年2月12日～2015年9月30日」</p>
<p>・「今なら『さんねん割』でずーっとお得！」</p> <p>・「価格」</p> <p>・「■戸建て」、「プラン ギガ」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」、「プラン ハイスピード」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」、「プラン ノーマル」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」</p>

<p>売価格 4,500円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「■マンション」、「プラン ギガ ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ギガ プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ギガ プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」、「プラン ハイスピード ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ハイスピード プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ハイスピード プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」、「プラン ノーマル ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ノーマル プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ノーマル プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」</li> <li>・「『さんねん割』キャンペーン」</li> <li>・「3年契約で料金がずーっとお得！」</li> <li>・「割引価格 戸建てタイプ：700円/月マンションタイプ：300円/月」</li> <li>・「キャンペーン受付期間 2015年2月12日～2016年3月31日」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「今なら『さんねん割』でずーっとお得！」</li> <li>・「価格」</li> <li>・「■戸建て」、「プラン ギガ」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」、「プラン ハイスピード」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」、「プラン ノーマル」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」</li> <li>・「■マンション」、「プラン ギガ ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ギガ プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ギガ プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」、「プラン ハイスピード ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ハイスピード プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ハイスピード プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」、「プラン ノーマル ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ノーマル プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ノーマル プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」</li> <li>・「『さんねん割』キャンペーン」</li> <li>・「3年契約で料金がずーっとお得！」</li> <li>・「割引価格 戸建てタイプ：700円/月マンションタイプ：300円/月」</li> <li>・「キャンペーン受付期間 2015年2月12日～2017年3月31日」</li> </ul>

TSUTAYA TV TSUTAYADISCAS TSUTAYA TV

TSUTAYAの動画配信サービス TSUTAYATVのはじめ方 対応機種一覧 映像アプリベイドの利用

会員の方はこちら ▶ R18

# 動画見放題

月額933円(税別)

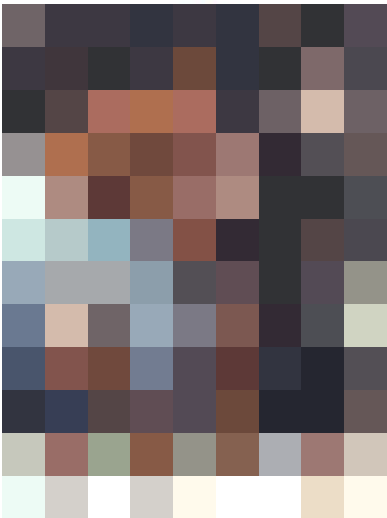
## 30日間無料お試し

**無料お試しはこちら ▶**

※無料お試し期間中に選定された場合は、料金はかかりません。  
※無料お試しサービス終了後、お手続きなしでも自動的に有料サービスをご利用いただけます。

### 人気ランキング

👑 1位



👑 2位

名探偵コナン



👑 3位

名探偵コナン



4位

名探偵コナン



5位

名探偵コナン



6位

名探偵コナン



7位

名探偵コナン



8位

名探偵コナン



9位

名探偵コナン



10位

名探偵コナン



### 近日リリース

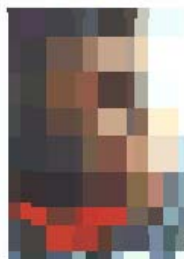
海外TVドラマ

名探偵コナン



洋画

名探偵コナン



邦画

名探偵コナン



アジアTVドラマ

名探偵コナン



洋画

名探偵コナン





## よくある質問

### ◆ 動画見放題は新作も観られますか？

実質0円で話題の最新作を観れるのはTSUTAYA TVだけです。  
 ※実質0円とは月額933円に毎月1080円分のポイントがついて540円の『新作』でも2本ご覧いただけます。

### ◆ TSUTAYA TVの動画配信とは？

TSUTAYA TVの動画配信は、インターネットに接続したテレビ、パソコン、タブレット、スマートフォンから、好きな映画やアニメなど広いジャンルの映画をどこでもお楽しみいただける動画配信サービスです。  
 オススメの「動画見放題」プランなら、月額わずか933円（税抜）で、動画見放題(\*)  
 さらに、毎月1080円分の動画ポイントつき！  
 ※詳しくは、いますぐ30日間の無料お試しをお楽しみください。

(\*)  
 動画見放題プランは「動画見放題」対象の作品から、どれだけ観ても毎月定額でお楽しみいただけます。  
 毎月、動画見放題プランの更新日に1080円分のポイントがつき、『新作』もぜひお好きな作品をご覧いただけます。

- ▼ 信頼できるサービスですか？
- ▼ 「無料お試し」は、本当に無料で利用できますか？
- ▼ 使い方が難しいのでは？
- ▼ 解約はいつでもできますか？
- ▼ 画質の選択について
- ▼ 他の機器でも観られますか？
- ▼ 1ヶ月の無料お試しが終わったらどうなるのですか？
- ▼ 無料お試しの登録に、なぜクレジットカードが必要なのですか？

[利用規約](#) | [個人情報保護方針](#) | [特定商取引法に基づく表記](#) | [よくある質問](#)

(C)TSUTAYA Co.,Ltd.

## ○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

### (目的)

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### (不当な表示の禁止)

**第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

### (措置命令)

**第七条** 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 (省略)

**（報告の徴収及び立入検査等）**

**第二十九条** 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

**（権限の委任等）**

**第三十三条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 （省略）

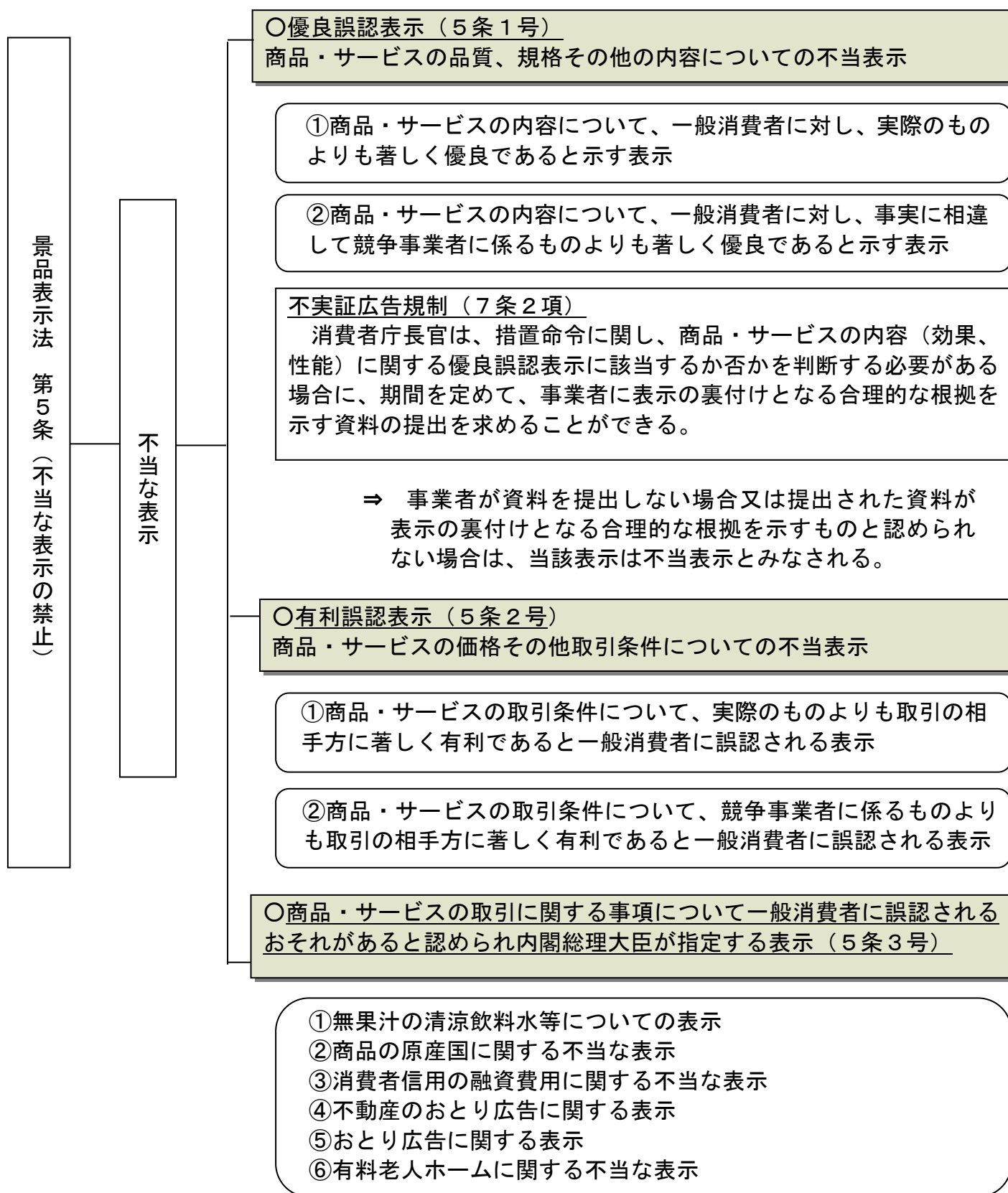
**○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）**

（平成二十一年政令第二百十八号）

**（消費者庁長官に委任されない権限）**

**第十四条** 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

## 景品表示法による表示規制の概要





消表対第604号  
平成30年5月30日

株式会社TSUTAYA  
代表取締役 中西 一雄 殿

消費者庁長官 岡村 和美  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「TSUTAYA TV」と称するインターネットを介して動画を配信するサービス（以下「TSUTAYA TV」という。）のうち「動画見放題」と称するプラン（以下「動画見放題プラン」という。）、「動画見放題&定額レンタル8」と称する動画見放題プランとDVD及びブルーレイディスク（以下「DVD等」という。）並びにCDをインターネットで予約し宅配によりレンタルできるサービスを一体的に供給するサービス（以下「動画見放題&定額レンタル8」という。）及び「TSUTAYA 光」と称する動画見放題プランと光回線インターネット接続サービスを一体的に供給するサービス（以下「TSUTAYA 光」という。）、並びに貴社が運営する店舗及び貴社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者（以下「加盟店」という。）が経営する店舗を通じて供給する「TSUTAYA プレミアム」と称する動画見放題プランのうち「動画ポイント」と称するポイント（以下「動画ポイント」という。）の提供を除いたサービスと当該各店舗においてDVD等をレンタルできるサービスを一体的に供給するサービス（以下「TSUTAYA プレミアム」という。）の4役務（以下「本件4役務」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件4役務に係る表示に関して、それぞれ、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
  - ア(ア) 貴社は、本件4役務を一般消費者に提供するに当たり、それぞれ
    - a 動画見放題プランについて、「T-S I T E」と称する自社ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、遅くとも平成28年4月1日から平成30年1月10日までの間、「動画見放題 月額933円（税抜） 30日

間無料お試し」と記載し、その背景に30本の動画の画像を掲載し、「人気ランキング」及び「近日リリース」として、それぞれ10本の動画の画像を掲載することにより、あたかも、動画見放題プランを契約すれば、「動画見放題」との記載の背景に掲載された動画や、「人気ランキング」及び「近日リリース」として掲載される人気の動画や「新作」と称するリリースカテゴリの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるかのように示す表示をしていたこと。

- b 動画見放題&定額レンタル8について、本件ウェブサイトにおいて、遅くとも平成28年4月1日から平成30年1月14日までの間、「人気の動画が見放題！ CDやDVDが借り放題！」と記載し、「サービスプランについて TSUTAYAの全作品をご自宅で自由に楽しめる、3つのプランをご用意しました。」、「動画見放題 見放題！ オンライン動画配信 月額933円(税抜)」、「定額レンタル8 借り放題！ CD/DVDの宅配レンタル 月額1,865円(税抜) ※9枚目以降は旧作のみ対象となります。」及び「動画見放題&定額レンタル8 見放題&借り放題！ 2つでお得！ 月額2,417円(税抜)」と記載するとともに、「オンライン動画配信サービス 月額933円。TSUTAYAのほぼ全ての動画をオンラインで見ることができるサービスです。」、「取扱いタイトル数 業界最大級85,000本以上」、「TSUTAYAのほぼ全作品を自宅で楽しめる!」、「洋画 4,000本以上」、「アジア 12,000本以上」、「国内TV 8,000本以上」、「海外TV 12,000本以上」、「邦画 3,500本以上」、「アニメ 40,000本以上」及び「その他 22,000本以上」と記載することにより、あたかも、動画見放題&定額レンタル8を契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する全て又はほぼ全ての動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていたこと。
- c TSUTAYA 光について、本件ウェブサイトにおいて、遅くとも平成28年4月1日から平成30年5月15日までの間、「毎月タダで映画が観られる光。TSUTAYA 光」と記載し、「毎月無料で映画やドラマが見放題!」、「特長1 映画が毎月無料!」、「動画配信プランが毎月見放題」及び「**海外TVドラマ** **国内TVドラマ** **邦画** **洋画** など、毎月無料で楽しめる!」と記載することにより、あたかも、TSUTAYA 光を契約すれば、映画やドラマの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるかのように示す表示をしていたこと。
- d TSUTAYA プレミアムについて
- (a) 本件ウェブサイトにおいて、平成29年10月2日から平成30年1月11日までの間、「お店で旧作DVD借り放題! +ネットで動画配信見放題! 月額1,000円(税抜)～」と記載することにより、あたかも、TSUTA

YA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていたこと。

(b) 地上波放送のテレビコマーシャルにおいて

i 平成29年10月4日から平成30年3月28日までの間、「TSUTAYA プレミアム」、「旧作DVD借りたい放題」、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を放送することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていたこと。

ii 平成29年12月8日から同月24日までの間、「TSUTAYA プレミアム」との文字及び「新しい映画生活 TSUTAYA プレミアムだぞう」との音声、「お店で旧作DVD借り放題」との文字及び「なんと旧作が借り放題」との音声並びに「TSUTAYAの動画配信見放題」との文字及び「TSUTAYAの動画配信が見放題」との音声を放送することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていたこと。

(c) 「YouTube」と称する動画共有サービスにおける「TSUTAYA channel」と称する自社公式チャンネル（以下「本件公式チャンネル」という。）において

i 平成29年10月2日から平成30年4月15日までの間、「TSUTAYA プレミアム」、「旧作DVD借りたい放題」、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を配信することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていたこと。

ii 平成30年4月16日から同年5月14日までの間、「TSUTAYA プレミアム」との文字及び音声、「旧作DVD 借り放題」との文字及び「旧作借り放題」との音声、並びに「動画配信 見放題」との文字及び音声を配信することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていたこと。

(i) 実際には

a 前記(ア) aについて、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が1パーセントないし9パーセント程度であったこと、「動画見放題」

との記載の背景に掲載した動画の過半は動画見放題プランの対象動画ではなく、「人気ランキング」として掲載した全ての動画も動画見放題プランの対象動画ではなく、「近日リリース」として掲載した動画を配信する際も大部分が動画見放題プランの対象動画ではなかったこと、及び、提供される動画ポイントによって追加で視聴できるのは例えば「新作」と称するリリースカテゴリの動画であれば2本程度であり、動画見放題プランを契約すれば、「動画見放題」との記載の背景に掲載された動画や、「人気ランキング」及び「近日リリース」として掲載される人気の動画や「新作」と称するリリースカテゴリの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるものではなかったこと。

- b 前記(ア) bについて、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が1パーセントないし9パーセント程度であったこと、及び、提供される動画ポイントによって追加で視聴できるのは例えば「新作」と称するリリースカテゴリの動画であれば2本程度であり、動画見放題&定額レンタル8を契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する全て又はほぼ全ての動画が、条件なく見放題となるものではなかったこと。
- c 前記(ア) cについて、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が1パーセントないし9パーセント程度であったこと、「洋画」及び「邦画」と称するジャンル（以下これらを併せて「映画」という。）の動画並びに「海外TVドラマ」及び「アジアTVドラマ」と称するジャンル（以下これらを併せて「ドラマ」という。）の動画についても、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合は12パーセントないし25パーセント程度であったこと、及び、提供される動画ポイントによって追加で視聴できるのは例えば「新作」と称するリリースカテゴリの動画であれば2本程度であり、TSUTAYA 光を契約すれば、映画やドラマの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるものではなかったこと。
- d (a) 前記(ア) d (a)について、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の23パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が3パーセントないし9パーセント程度であり、TSU

T A Y A プレミアムを契約すれば、T S U T A Y A T Vにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかったこと。

(b) i 前記(ア) d (b) i について、動画見放題プランの対象動画は、T S U T A Y A T Vにおいて配信する動画の23パーセントないし27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、T S U T A Y A T Vにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が3パーセントないし9パーセント程度であり、T S U T A Y A プレミアムを契約すれば、T S U T A Y A T Vにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかったこと。

ii 前記(ア) d (b) ii について、動画見放題プランの対象動画は、T S U T A Y A T Vにおいて配信する動画の25パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、T S U T A Y A T Vにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が5パーセントないし9パーセント程度であり、T S U T A Y A プレミアムを契約すれば、T S U T A Y A T Vにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかったこと。

(c) i 前記(ア) d (c) i について、動画見放題プランの対象動画は、T S U T A Y A T Vにおいて配信する動画の23パーセントないし27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、T S U T A Y A T Vにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が3パーセントないし9パーセント程度であり、T S U T A Y A プレミアムを契約すれば、T S U T A Y A T Vにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかったこと。

ii 前記(ア) d (c) ii について、動画見放題プランの対象動画は、T S U T A Y A T Vにおいて配信する動画の27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、T S U T A Y A T Vにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が8パーセント程度であり、T S U T A Y A プレミアムを契約すれば、T S U T A Y A T Vにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、それぞれ、前記ア(i)のとおりであって、本件4役務の内容について、それぞれ、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件4役務又はこれらと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件4役務又はこれらと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底並びに前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社TSUTAYA（以下「TSUTAYA」という。）は、東京都渋谷区南平台町16番17号に本店を置き、加盟店に対し、指定する商標等を使用することを許諾しかつ義務付けるとともに、加盟店による映像、音楽、文字媒体のレンタル事業等を営む店舗の経営について、統一的な方法で指導や援助を行い、これらの対価として加盟店から金銭を収受する事業や自ら映像、音楽、文字媒体のレンタル事業等を営む店舗を運営する事業、インターネット宅配レンタル事業や動画配信サービス事業、インターネット接続サービス事業等を営む事業者である。
- (2) TSUTAYAは、平成28年4月1日、TSUTAYAを存続会社として株式会社T-MEDIAホールディングスと合併し、同社の事業の全てを承継している。
- (3) TSUTAYAは、本件4役務について、動画見放題、動画見放題&定額レンタル8及びTSUTAYA 光については自ら一般消費者に提供しており、TSUTAYA プレミアムについては自ら運営する店舗及び加盟店が経営する店舗を通じて一般消費者に提供している。
- (4) TSUTAYAは、本件4役務に係る本件ウェブサイト、テレビコマーシャル及び本件公式チャンネルの表示内容を自ら決定している。
- (5) TSUTAYAがTSUTAYA TVにおいて配信する動画には、店舗等においてDVD等としてレンタルしている動画と、店舗等においてDVD等としてレンタルしていない動画があり、店舗等においてDVD等としてレンタルしている動画については、当該DVD等のレンタル開始日から起算して、90日以内のものを「新作」、91日から390日までのものを「準新作」、391日から720日までのものを「まだまだ話題作」及び721日以上のを「旧作」の4つのリリースカテゴリに分類している。また、TSUTAYAは、TSUTAYA TVにおいて配信する動画について、大きく、「洋画」、「邦画」、「海外TVドラマ」、「アジアTVドラマ」、「アニメ」、「バラエティ・その他」及び「アダルト」の7つのジャンルに分類している。
- (6) TSUTAYAは、本件ウェブサイトにおいて、「人気ランキング」として、TSUTAYA TVにおいて配信する動画のレンタル件数及び購入件数の集計結果に基づき、件数の多い順にランキングした1位から10位までの10本の動画の画像を掲載しており、「近日リリース」として、TSUTAYA TVにおいて近日中に配信予定の動画のうち、劇場興行収入や類する過去作品のレンタル件数の多いものなど10本

の動画の画像を掲載している。

(7)ア TSUTAYAは、本件4役務を一般消費者に提供するに当たり、それぞれ

(7) 動画見放題プランについて、本件ウェブサイトにおいて、遅くとも平成28年4月1日から平成30年1月10日までの間、「動画見放題 月額933円(税抜)

30日間無料お試し」と記載し、その背景に30本の動画の画像を掲載し、「人気ランキング」及び「近日リリース」として、それぞれ10本の動画の画像を掲載することにより、あたかも、動画見放題プランを契約すれば、「動画見放題」との記載の背景に掲載された動画や、「人気ランキング」及び「近日リリース」として掲載される人気の動画や「新作」と称するリリースカテゴリの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるかのように示す表示をしていた。

(イ) 動画見放題&定額レンタル8について、本件ウェブサイトにおいて、遅くとも平成28年4月1日から平成30年1月14日までの間、「人気の動画が見放題!

CDやDVDが借り放題!」と記載し、「サービスプランについて TSUTAYAの全作品をご自宅で自由に楽しめる、3つのプランをご用意しました。」、「動画見放題 見放題! オンライン動画配信 月額933円(税抜)」、「定額レンタル8 借り放題! CD/DVDの宅配レンタル 月額1,865円(税抜)

※9枚目以降は旧作のみ対象となります。」及び「動画見放題&定額レンタル8 見放題&借り放題! 2つでお得! 月額2,417円(税抜)」と記載するとともに、「オンライン動画配信サービス 月額933円。TSUTAYAのほぼ全ての動画をオンラインで見ることができるサービスです。」、「取扱いタイトル数 業界最大級85,000本以上」、「TSUTAYAのほぼ全作品を自宅で楽しめる!」、「洋画 4,000本以上」、「アジア 12,000本以上」、「国内TV 8,000本以上」、「海外TV 12,000本以上」、「邦画 3,500本以上」、「アニメ 40,000本以上」及び「その他 22,000本以上」と記載することにより、あたかも、動画見放題&定額レンタル8を契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する全て又はほぼ全ての動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

(ウ) TSUTAYA 光について、本件ウェブサイトにおいて、遅くとも平成28年4月1日から平成30年5月15日までの間、「毎月タダで映画が観られる光。TSUTAYA 光」と記載し、「毎月無料で映画やドラマが見放題!」、「特長1

映画が毎月無料!」、「動画配信プランが毎月見放題」及び「**海外TVドラマ**  
**国内TVドラマ** **邦画** **洋画** など、毎月無料で楽しめる!」と記載することにより、あたかも、TSUTAYA 光を契約すれば、映画やドラマの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるかのように示す表示をしていた。

(エ) TSUTAYA プレミアムについて

- a 本件ウェブサイトにおいて、平成29年10月2日から平成30年1月11日までの間、「お店で旧作DVD借り放題！+ネットで動画配信見放題！ 月額1,000円（税抜）～」と記載することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。
- b 地上波放送のテレビコマーシャルにおいて
- (a) 平成29年10月4日から平成30年3月28日までの間、「TSUTAYA プレミアム」、「旧作DVD借りたい放題」、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を放送することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。
- (b) 平成29年12月8日から同月24日までの間、「TSUTAYA プレミアム」との文字及び「新しい映画生活 TSUTAYA プレミアムだぞう」との音声、「お店で旧作DVD借り放題」との文字及び「なんと旧作が借り放題」との音声並びに「TSUTAYAの動画配信見放題」との文字及び「TSUTAYAの動画配信が見放題」との音声を放送することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。
- c 本件公式チャンネルにおいて
- (a) 平成29年10月2日から平成30年4月15日までの間、「TSUTAYA プレミアム」、「旧作DVD借りたい放題」、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を配信することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。
- (b) 平成30年4月16日から同年5月14日までの間、「TSUTAYA プレミアム」との文字及び音声、「旧作DVD 借り放題」との文字及び「旧作借り放題」との音声並びに「動画配信 見放題」との文字及び音声を配信することにより、あたかも、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には

- (ア) 前記ア(ア)について、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が



1パーセントないし9パーセント程度であった。また、「動画見放題」との記載の背景に掲載した動画の過半は動画見放題プランの対象動画ではなく、「人気ランキング」として掲載した全ての動画も動画見放題プランの対象動画ではなく、「近日リリース」として掲載した動画を配信する際も大部分が動画見放題プランの対象動画ではなかった。さらに、提供される動画ポイントによって追加で視聴できるのは例えば「新作」と称するリリースカテゴリの動画であれば2本程度であり、動画見放題プランを契約すれば、「動画見放題」との記載の背景に掲載された動画や、「人気ランキング」及び「近日リリース」として掲載される人気の動画や「新作」と称するリリースカテゴリの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるものではなかった。

(イ) 前記ア(イ)について、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が1パーセントないし9パーセント程度であった。また、提供される動画ポイントによって追加で視聴できるのは例えば「新作」と称するリリースカテゴリの動画であれば2本程度であり、動画見放題&定額レンタル8を契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する全て又はほぼ全ての動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

(ウ) 前記ア(ウ)について、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の12パーセントないし27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が1パーセントないし9パーセント程度であった。また、映画の動画及びドラマの動画についても、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合は12パーセントないし25パーセント程度であった。さらに、提供される動画ポイントによって追加で視聴できるのは例えば「新作」と称するリリースカテゴリの動画であれば2本程度であり、TSUTAYA 光を契約すれば、映画やドラマの動画など、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が見放題となるものではなかった。

(エ) a 前記ア(エ) a について、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の23パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が3パーセントないし9パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件な

く見放題となるものではなかった。

b (a) 前記ア(エ) b (a)について、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の23パーセントないし27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が3パーセントないし9パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

(b) 前記ア(エ) b (b)について、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の25パーセントないし26パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が5パーセントないし9パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

c (a) 前記ア(エ) c (a)について、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の23パーセントないし27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が3パーセントないし9パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

(b) 前記ア(エ) c (b)について、動画見放題プランの対象動画は、TSUTAYA TVにおいて配信する動画の27パーセント程度であって、特に、「新作」及び「準新作」と称するリリースカテゴリの動画については、TSUTAYA TVにおいて配信する動画に占める動画見放題プランの対象動画の割合が8パーセント程度であり、TSUTAYA プレミアムを契約すれば、TSUTAYA TVにおいて配信する動画が、条件なく見放題となるものではなかった。

ウ なお、TSUTAYAは

(ア) 前記ア(ア)の表示を記載したウェブページと同一のウェブページの下部に記載した「よくある質問」に、「▼動画見放題は新作も観られますか？」と記載し、当該記載をクリックすると、「実質0円で話題の最新作を観れるのはTSUTAYA TVだけです。 ※実質0円とは月額933円に毎月1080円分のポイントがついて540円の『新作』でも2本ご覧いただけます。」との記載が表示され、「▼TSUTAYA TVの動画配信とは？」と記載し、当該記載をクリックする

と、「TSUTAYA TVの動画配信は、インターネットに接続したテレビ、パソコン、タブレット、スマートフォンから、好きな映画やアニメなど広いジャンルの映像をどこでもお楽しみいただける動画配信サービスです。 オススメの『動画見放題』プランなら、月額わずか933円（税抜）で、動画見放題（\*） さらに、毎月1080円分の動画ポイントつき！ まずは、いますぐ30日間の無料お試しをお楽しみください。（\*） 動画見放題プランは『動画見放題』対象の作品から、どれだけ観ても毎月定額でお楽しみいただけます。 毎月、動画見放題プランの更新日に1080円分のポイントがつき、『新作』も含めお好きな作品をご覧いただけます。」との記載が表示されるようにしていたが、これらの記載は「見放題」との記載とは離れた箇所に小さな文字で記載されているものであり、回答に係る記載は質問に係る記載をそれぞれクリックしなければ表示されないものであることから、一般消費者が前記ア(ア)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(イ) 前記ア(イ)の表示を記載したウェブページと同一のウェブページに、「※新作なども毎月付与される配信ポイント（1080pt）を利用して見ることが可能です。」と記載していたが、当該記載内容から動画見放題プランの対象動画に「新作」と称するリリースカテゴリの動画などが含まれないと認識するのは困難であることから、一般消費者が前記ア(イ)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(ウ) 前記ア(ウ)の表示を記載したウェブページと同一のウェブページに

- a 遅くとも平成28年4月1日から平成30年1月25日までの間、「特長1 動画の見放題が毎月無料についてくる!」、「海ドラや過去の名作など、毎月見放題で観られる月額動画プラン」、「[海外TVドラマ](#) [国内TVドラマ](#) [アジアTVドラマ](#) [洋画](#) [邦画](#)」及び「対象作品を見る」と記載し「対象作品を見る」との記載にハイパーリンクを設定し、「期間限定キャンペーン ハリウッド最新作などが観られる 毎月1,080円相当の配信ポイントプレゼント」及び「話題の作品を見る」と記載し「話題の作品を見る」との記載にハイパーリンクを設定していたが、これらの記載は「毎月無料で映画やドラマが見放題!」との記載とは離れた箇所に記載されているものであること、また、「対象作品を見る」及び「話題の作品を見る」とのハイパーリンクをクリックして表示されるのは多数の動画の画像等が掲載されたウェブページであることから、一般消費者が前記ア(ウ)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。
- b 平成30年1月26日から同年5月15日までの間、「特長1 動画の見放題が毎月無料についてくる!」、「新作・準新作などを除く動画見放題対象作品約8,000タイトルの中から海ドラや過去の名作など、毎月見放題で観られる月額動画プラン」、「[海外TVドラマ](#) [国内TVドラマ](#) [アジアTVドラマ](#) [洋画](#)」

邦画」及び「対象作品を見る」と記載し「対象作品を見る」との記載にハイパーリンクを設定し、「ハリウッド最新作などが観られる 毎月1,080円相当の配信ポイントついてくる」及び「話題の作品を見る」と記載し「話題の作品を見る」との記載にハイパーリンクを設定しているが、これらの記載は「毎月無料で映画やドラマが見放題！」との記載とは離れた箇所に記載されているものであること、また、「対象作品を見る」及び「話題の作品を見る」とのハイパーリンクをクリックして表示されるのは多数の動画の画像等が掲載されたウェブページであることから、一般消費者が前記ア(ウ)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(エ) a 前記ア(エ) aの表示を記載したウェブページと同一のウェブページに、「『貸出中』がない」及び「ネット配信だから『貸出中だった・・・』がありません。対象作品一覧はこちら」と記載し、「対象作品一覧はこちら」との記載に「動画見放題」との文字で絞り込み検索が行われた多数の動画の画像等が掲載されたウェブページへのハイパーリンクを設定していたが、当該記載は「見放題」との記載とは離れた箇所に「見放題」との文字と比較して小さな文字で記載されているものであること、また、「対象作品一覧はこちら」とのハイパーリンクをクリックして表示されるのは多数の動画の画像等が掲載されたウェブページであることから、一般消費者が前記ア(エ) aの表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

b (a) 前記ア(エ) b (a)の表示のうち、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を放送した画面と同一の画面の下部において、「※TSUTAYA TVの『動画見放題』作品が対象となります。」との文字を放送していたが、当該表示は小さな文字でのみ放送しているものであり、表示時間も短いものであることから、一般消費者が前記ア(エ) b (a)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(b) 前記ア(エ) b (b)の表示のうち、「TSUTAYAの動画配信見放題」との文字及び「TSUTAYAの動画配信が見放題」との音声を放送した画面と同一の画面の下部において、「※TSUTAYA動画配信サービスの『動画見放題』作品が対象です。」との文字を放送していたが、当該表示は小さな文字でのみ放送しているものであり、表示時間も短いものであることから、一般消費者が前記ア(エ) b (b)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

c (a) 前記ア(エ) c (a)の表示のうち、「動画配信も」及び「見たい放題」との文字及び音声を配信した画面と同一の画面の下部において、「※TSUTAYA TVの『動画見放題』作品が対象となります。」との文字を配信していたが、当該表示は小さな文字でのみ配信しているものであり、表示時間も短いもの

であることから、一般消費者が前記ア(エ)c(a)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

(b) 前記ア(エ)c(b)の表示のうち、「動画配信 見放題」との文字及び音声を配信した画面と同一の画面において、「新作・準新作などを除く 動画見放題対象作品 約8000タイトルの中から」との文字を配信しているが、当該表示は小さな文字でのみ配信しているものであり、表示時間も短いものであることから、一般消費者が前記ア(エ)c(b)の表示から受ける当該役務の内容に関する認識を打ち消すものではない。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、TSUTAYAは、自己の供給する本件4役務に関し、それぞれ、本件4役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

#### (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

#### (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、

審査請求をして裁決があった場合には、この処分取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分取消しの訴えを提起することができなくなる。

消表対第605号  
平成30年5月30日

株式会社TSUTAYA  
代表取締役 中西 一雄 殿

消費者庁長官 岡村 和美  
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「TSUTAYA 光」と称する光回線インターネット接続サービスのうち「さんねん割」と称する3年間を契約期間とすることにより3年間にわたり毎月月額料金を割引するプラン（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、平成27年2月12日頃から平成29年11月11日頃までの間、「T-S I T E」と称する自社ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、例えば、「今なら『さんねん割』でずーっとお得！」と記載し、「価格」として、「■戸建て」、「プラン ギガ」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」等と記載するとともに、「『さんねん割』キャンペーン」として、「3年契約で料金がずーっとお得!」、「割引価格 戸建てタイプ:700円/月マンションタイプ:300円/月」、「キャンペーン受付期間 2015年2月12日~2017年3月31日」と記載するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、それぞれ、同欄記載のキャンペーン受付期限までに本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、3年間にわたり、毎月、「戸建て」と称するタイプ（以下「戸建てタイプ」という。）にあつては月額700円、「マンション」と称するタイプ（以下「マンションタイプ」という。）にあつては月額300円の割引が適用されるかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、それぞれ、別表「表示内容」欄記載のキャンペーン受付期限後に本件役務の提供を申し込んだ場合にも、3年間にわたり、毎月、戸建てタイプにあっては月額700円、マンションタイプにあっては月額300円の割引が適用されるものであったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、それぞれ、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社TSUTAYA（以下「TSUTAYA」という。）は、東京都渋谷区南平台町16番17号に本店を置き、TSUTAYAのフランチャイズチェーンに加盟する事業者（以下「加盟店」という。）に対し、指定する商標等を使用することを許諾しかつ義務付けるとともに、加盟店による映像、音楽、文字媒体のレンタル事業等を営む店舗の経営について、統一的な方法で指導や援助を行い、これらの対価として加盟店から金銭を収受する事業や自ら映像、音楽、文字媒体のレンタル事業等を営む店舗を運営する事業、インターネット宅配レンタル事業や動画配信サービス事業、インターネット接続サービス事業等を営む事業者である。
- (2) TSUTAYAは、平成28年4月1日、TSUTAYAを存続会社として株式会社T-MEDIAホールディングスと合併し、同社の事業の全てを承継している。
- (3) TSUTAYAは、本件役務を自ら一般消費者に提供している。
- (4) TSUTAYAは、本件役務に係る本件ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (5)ア TSUTAYA（平成28年3月31日以前にあっては株式会社T-MEDIAホールディングス）は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、平成27年2月12日頃から平成29年11月11日頃までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「今なら『さんねん割』でずーっとお得！」と記載し、「価格」として、「戸建て」、「プラン ギガ」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」等と記載するとともに、『さんねん割』キャンペーンとして、



「3年契約で料金がずーっとお得!」、「割引価格 戸建てタイプ:700円/月マンションタイプ:300円/月」、「キャンペーン受付期間 2015年2月12日~2017年3月31日」と記載するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、それぞれ、同欄記載のキャンペーン受付期限までに本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、3年間にわたり、毎月、戸建てタイプにあつては月額700円、マンションタイプにあつては月額300円の割引が適用されるかのように表示していた。

イ 実際には、それぞれ、別表「表示内容」欄記載のキャンペーン受付期限後に本件役務の提供を申し込んだ場合にも、3年間にわたり、毎月、戸建てタイプにあつては月額700円、マンションタイプにあつては月額300円の割引が適用されるものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、TSUTAYAは、自己の供給する本件役務に関し、それぞれ、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第2号に該当するものであつて、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

#### (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日  
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

#### (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、こ

の処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「今なら『さんねん割』でずーっとお得！」</li> <li>・「価格」</li> <li>・「■戸建て」、「プラン ギガ」、「定価 ¥5,200」、「さんねん割 ¥-700」、「販売価格 ¥4,500」、「プラン ハイスピード」、「定価 ¥5,200」、「さんねん割 ¥-700」、「販売価格 ¥4,500」、「プラン ノーマル」、「定価 ¥5,200」、「さんねん割 ¥-700」、「販売価格 ¥4,500」</li> <li>・「■マンション」、「プラン ギガ ミニ」、「定価 ¥4,050」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,750」、「プラン ギガ プラン1」、「定価 ¥3,450」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,150」、「プラン ギガ プラン2」、「定価 ¥3,300」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,000」、「プラン ハイスピード ミニ」、「定価 ¥4,050」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,750」、「プラン ハイスピード プラン1」、「定価 ¥3,450」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,150」、「プラン ハイスピード プラン2」、「定価 ¥3,300」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,000」、「プラン ノーマル ミニ」、「定価 ¥4,050」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,750」、「プラン ノーマル プラン1」、「定価 ¥3,450」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 ¥3,150」、「プラン ノーマル プラン2」、「定価 ¥3,300」、「さんねん割 ¥-300」、「販売価格 3,000円」</li> <li>・「『さんねん割』キャンペーン」</li> <li>・「3年契約で料金がずーっとお得！」</li> <li>・「割引価格 戸建てタイプ：700円/月マンションタイプ：300円/月」</li> <li>・「キャンペーン受付期間 2015年2月12日～2015年4月30日」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「今なら『さんねん割』でずーっとお得！」</li> <li>・「価格」</li> <li>・「■戸建て」、「プラン ギガ」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」、「プラン ハイスピード」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」、「プラン ノーマル」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」</li> <li>・「■マンション」、「プラン ギガ ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ギガ プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ギガ プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」、「プラン ハイスピード ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割</li> </ul>

ー300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ハイスピード プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ハイスピード プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」、「プラン ノーマル ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ノーマル プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ノーマル プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」

- ・「『さんねん割』キャンペーン」
- ・「3年契約で料金がずーっとお得！」
- ・「割引価格 戸建てタイプ：700円/月マンションタイプ：300円/月」
- ・「キャンペーン受付期間 2015年2月12日～2015年9月30日」

・「今なら『さんねん割』でずーっとお得！」

・「価格」

・「■戸建て」、「プラン ギガ」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」、「プラン ハイスピード」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」、「プラン ノーマル」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」

・「■マンション」、「プラン ギガ ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ギガ プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ギガ プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」、「プラン ハイスピード ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ハイスピード プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ハイスピード プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」、「プラン ノーマル ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ノーマル プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ノーマル プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」

・「『さんねん割』キャンペーン」

・「3年契約で料金がずーっとお得！」

・「割引価格 戸建てタイプ：700円/月マンションタイプ：300円/月」

・「キャンペーン受付期間 2015年2月12日～2016年3月31日」

- ・「今なら『さんねん割』でずーっとお得！」
- ・「価格」
- ・「■戸建て」、「プラン ギガ」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」、「プラン ハイスピード」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」、「プラン ノーマル」、「定価 5,200円」、「さんねん割 -700円」、「販売価格 4,500円」
- ・「■マンション」、「プラン ギガ ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ギガ プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ギガ プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」、「プラン ハイスピード ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ハイスピード プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ハイスピード プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」、「プラン ノーマル ミニ」、「定価 4,050円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,750円」、「プラン ノーマル プラン1」、「定価 3,450円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,150円」、「プラン ノーマル プラン2」、「定価 3,300円」、「さんねん割 -300円」、「販売価格 3,000円」
- ・「『さんねん割』キャンペーン」
- ・「3年契約で料金がずーっとお得！」
- ・「割引価格 戸建てタイプ：700円/月マンションタイプ：300円/月」
- ・「キャンペーン受付期間 2015年2月12日～2017年3月31日」